

青森県建設系廃棄物適正処理推進行動指針の概要

I 策定の趣旨

本県の豊かな自然環境を保全し、将来の世代へ継承するため、県民・事業者・行政が一体となって持続可能な循環型社会を構築することが求められている。

その一方で、産業廃棄物の不適正処理は依然として後を絶たず、中でも、不法投棄については建設系廃棄物の割合が大きく、適正処理の推進が喫緊の課題となっているところ。

本指針は、建設系廃棄物の適正処理の推進のため、その発生から処理までの間に関係する各主体が取り組むべき事項を明らかにし、取組の促進を図るもの。

II 現状

1 産業廃棄物の処理状況

建設業からの産業廃棄物の排出量及び最終処分量が増加

※H25年度 1,145千トン、全体の38.8%
(H20年度比で5.7%増加)

2 建設工事の状況

平成25年度が高水準となった後、平成26年度以降は、ほぼ横ばいで推移

3 産業廃棄物の不法投棄等の状況

大規模な不法投棄等の6割以上が建設系廃棄物によるもの

III 目標と進行管理

1 目標

「建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、概ね10年以内の撲滅に向け、建設系廃棄物の適正処理を推進する。」

2 本指針の進行管理

建設系廃棄物の適正処理推進に向けた方策の協議・検討を目的に設置した「青森県建設系廃棄物適正処理推進会議」において、各主体の取組状況等を確認し、目標に向けて取り組む。

IV 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた課題

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・環境負荷低減のため建設系廃棄物最終処分量の減量が必要

2 適正処理の推進

- ・関係法令や環境に対する認識が不十分な事業者が存在
- ・不法投棄防止対策の一層の強化が必要

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者の体制強化
- ・産業廃棄物処理業界の人材確保・人材育成

4 各主体の連携と情報共有

- ・建設系廃棄物適正処理のため各主体の連携強化及び情報共有

V 建設系廃棄物の適正処理の推進に向けた各主体に求められる取組

1 建設系廃棄物の排出量等の増加

- ・発注者及び事業者における排出量抑制と再資源化等による最終処分量の減量
- ・元請業者における適正処理など排出事業者としての責務の履行

2 適正処理の推進

- ・事業者における関係法令に則った建設・解体工事の施工と知識の習得
- ・県及び中核市と事業者等が連携・協力した不法投棄等防止対策と連携の強化

3 持続可能な処理体制の構築

- ・産業廃棄物処理業者に対する県及び中核市からの適切な助言と指導
- ・関係団体による産業廃棄物処理業者に対する技術習得や人材育成の支援

4 各主体の連携と情報共有

- ・事業者間の連絡・調整や県民の環境保全活動による不法投棄等の未然防止
- ・元請業者が産業廃棄物処理業者を適正に選定するための情報共有